

ペツツファースト&グレイス少額短期保険株式会社

令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について（続報）

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の特別措置を講じて対応いたします。

1. 「保険料払込猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の払込猶予期間を設ける措置を実施いたします。

2. 「継続契約の締結手続きの猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける措置を実施いたします。

本措置を希望されるご契約者の皆さまは、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

＜カスタマーセンター＞

電話：0120-202-025（受付時間：平日 10:00～18:00）

メール：customer@pfirst-grace.co.jp

【適用地域と法の適用日】

◆内閣府（防災担当）発表

（第1報）2025年12月9日付

（第2報）2026年1月30日付

（第3報）2026年2月2日付

（第4報）2026年2月2日付

（第5報）2026年2月3日付

（第6報）2026年2月3日付

（第7報）2026年2月4日付

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

青森県の7市10町4村、秋田県の4市2町1村、新潟県の4市

災害救助法適用市町村		法適用日	備考
都道府県名	市町村名		
【青森県】	青森市 (あおもりし) 弘前市 (ひろさきし) 黒石市 (くろいしし) 五所川原市 (ごしょがわらし) むつ市 (むつし) つがる市 (つがるし) 平川市 (ひらかわし) 東津軽郡今別町 (ひがしつがるぐんいまべつまち) 東津軽郡蓬田村 (ひがしつがるぐんよもぎたむら) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはま ち) 西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち) 上北郡野辺地町 (かみきたぐんのへじまち)	2026年1月29日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
	西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)		
	中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめやむら)		
	南津軽郡藤崎町 (みなみつがるぐんふじさきまち)		
	南津軽郡大鷗町 (みなみつがるぐんおおわにまち)		
	南津軽郡田舎館村 (みなみつがるぐんいなかだてむ ら)		
	北津軽郡中泊町 (きたつがるぐんなかどまりまち)		
	上北郡六ヶ所村 (かみきたぐんろっかしょむら)		
	能代市 (のしろし)	2026年2月2日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
	大館市 (おおだてし)		
	鹿角市 (かづのし)		
	北秋田市 (きたあきたし)		
	鹿角郡小坂町 (かづのぐんこさかまち)		
	北秋田郡上小阿仁村 (きたあきたぐんかみこあにむら)		
【秋田県】	山本郡藤里町 (やまもとぐんふじさとまち)	2026年2月3日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
	小千谷市 (おぢやし)		
	魚沼市 (うおぬまし)		
	長岡市 (ながおかし)		
【新潟県】	上越市 (じょうえつし)	2026年2月4日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<参考 URL> https://www.bousai.go.jp/pdf/260204_siryo.pdf

以上